



三重県公報

平成27年1月20日 (火)

第 2666 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
32	みえ県民意識調査の実施	(戦略企画総務課)	2
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
34	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	2
35	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	3
36	同伴	(同)	3
37	建築基準法施行細則の規定による定期調査結果表の一部を改正する告示	(建築開発課)	4
公 安 委 告 示			
5	警備員等検定の実施	(公安委員会)	4
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	6
	同伴	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建設業課)	7
	建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取	(建築開発課)	8

告 示

三重県告示第 32 号

第 4 回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

平成 24 年度からのおおむね 10 年先を見据えた戦略計画「みえ県民カビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

平成 27 年 1 月 22 日（木）から同年 2 月 19 日（木）まで（29 日間）

3 調査対象者

平成 26 年 12 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 20 歳以上の県民 10,000 人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 幸福感
- (2) 地域や社会の状況についての実感
- (3) 家族に関すること
- (4) 仕事や収入に関すること
- (5) 地域に関すること

三重県告示第 33 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	ふくい心クリニック	桑名市北別所 1841-1	平成 26 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションハピネス	南牟婁郡御浜町大字下市木高芝 4761 番地	平成 26 年 12 月 1 日
薬局	日本調剤松阪薬局	松阪市朝日町 1 区 10-24	平成 26 年 12 月 1 日
病院・診療所	医療法人やまもと心身クリニック	鈴鹿市南玉垣町 6814-1	平成 26 年 12 月 1 日
薬局	あおぞら薬局	津市河芸町東千里 155 番地 1	平成 27 年 1 月 5 日
病院・診療所	ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里 155 番地 1	平成 27 年 1 月 1 日
薬局	みずたに薬局中央店	桑名市中央町 1 丁目 17-2	平成 27 年 1 月 1 日
病院・診療所	二神クリニック	津市高野尾町 4956-27	平成 27 年 1 月 1 日
薬局	矢の五薬局夏見店	名張市夏見 3270	平成 27 年 1 月 1 日
薬局	ふたば薬局矢橋店	鈴鹿市矢橋一丁目 5 番 14 号	平成 27 年 1 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局伊勢河崎店	伊勢市河崎 1-3-20	平成 27 年 1 月 1 日

三重県告示第 34 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称の変更並びに当該大規模小売店舗の小売業者の営業時間及び駐車場利用可能時間帯の変更等）に対して同

法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
T S U T A Y A 伊勢上地店
伊勢市上地町字水飲 788-1 ほか 6 筆
- 2 伊勢市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
登校時と商品搬入が重なることが予想されるため、交通事故について最大限の注意を図ること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
ア 早朝、深夜において発生する搬出搬入車両の出入りや荷さばき等の騒音等に充分留意すること。
イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に該当する特定施設がある場合、排出基準に基づいて敷地境界での基準を遵守すること。
 - (3) その他事項
営業時間が深夜までとなり、青少年が夜遅く来店すると予想されることから、特に不審者に注意し、来店する青少年の安全対策を講じること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 27 年 1 月 20 日から同年 2 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画道路
3・4・14 号川越中央線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 36 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道
北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 37 号

建築基準法施行細則の規定による定期調査結果表の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築基準法施行細則の規定による定期調査結果表の一部を改正する告示

建築基準法施行細則の規定による定期調査結果表（平成 20 年三重県告示第 476 号）の一部を次のように改正する。

定期調査結果表 4 の表（25）の項中

概ね 500 平方メートル以上の天井	概ね 500 平方メートル以上の天井における耐震対策の状況	を	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	に改める。
--------------------	-------------------------------	---	------	--------------------	-------

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第 5 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県公安委員会委員長 谷 川 憲 三

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 27 年 5 月 8 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 27 年 6 月 5 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
雑踏警備業務 1 級	平成 27 年 7 月 3 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人
雑踏警備業務 2 級	平成 27 年 7 月 13 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで	30 人

(2) 実施場所

三重県津市北河路町 19 番地 1
メッセウイング・みえ

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限り、以下「雑踏警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限ります。以下「貴重品運搬警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 27 年 4 月 13 日（月）から同月 17 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 27 年 5 月 11 日（月）から同月 15 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
雑踏警備業務 1 級	平成 27 年 6 月 8 日（月）から同月 12 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	平成 27 年 6 月 15 日（月）から同月 19 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切り、郵送や電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(3)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までとします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務 1 級	13,000 円
雑踏警備業務 2 級	13,000 円
貴重品運搬警備業務 1 級	16,000 円
貴重品運搬警備業務 2 級	16,000 円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 検定に際しては、筆記用具を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 1 月 5 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 EM環境ネット津

(2) 代表者の氏名

伊藤 憲次

(3) 主たる事務所の所在地

津市東丸之内 32 番 4 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の自然環境を保全するために、EM（有用微生物群）を用い、地域住民や行政と協働で、下水や河川・海の浄化をはじめ、地球レベルの環境問題の解決を図るとともに、住民の環境問題への意識向上を図るなどの事業を行い、広く地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 1 月 5 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 赤目の里山を育てる会

(2) 代表者の氏名

伊井野 雄二

(3) 主たる事務所の所在地

名張市上三谷 268 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然を愛し緑を大切にする全ての人々に対して、名張市南部の通称「赤目の里山」の整備保全活動に関する事業及び介護予防・生きがい活動支援事業、また介護保険法の各種事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス業の経営を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長から通知がありました。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成 27 年 1 月 13 日から同年 3 月 4 日まで

3 作業地域

津市芸濃町雲林院及び同町忍田

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

年 月 日 (曜日)	場 所
平成 27 年 4 月 1 日 (水) から 平成 28 年 3 月 31 日 (木) まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター (津市島崎町 56 番地)

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 8 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで
平成 27 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 11 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで
平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 4 日までの受付分・・・平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで

平成 28 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日までの受付分・・・平成 28 年 5 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までとなります。

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問い合わせ先

三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条第 2 項の規定により準用する同法第 48 条第 1 項ただし書の規定による建築物の用途の変更許可について、同条第 14 項の規定に基づき公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 27 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

意見の聴取日時	意見の聴取場所	意見の聴取目的
平成 27 年 2 月 3 日 (火) 午後 2 時から	伊勢市中村町 786-1 三重県信用漁業協同組合連合会 伊勢鳥羽支店 2 階会議室 TEL 0596-23-2017	第一種低層住居専用地域における次の建築物の用途の変更許可について利害関係を有する者からの意見聴取 建 築 主 三重県信用漁業協同組合連合会 代表理事長 畑 芳晴 建築場所 伊勢市中村町字藏人湊 435-2、435-3、字宮後 786-1、786-5 の一部、字桶子 325-308、325-309 建 築 物 用 途 事務所及び日用品の販売を主たる目的とする店舗 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 階 数 2 階建て 延べ面積 1073.98 m ² (うち用途変更部分 49.82 m ²)

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
